

「市長への手紙」受付件数

年度	件数
平成15年度	275(123)
平成16年度	246(124)
平成17年度	347(161)
平成18年度	425(235)

()内はインターネットによるもの



あなたの声で新しいまちづくりを

市長への手紙



「市長への手紙」は、市民の皆様の市政に対するご意見やご提案を手紙やメールでお寄せいただき、オフィシャル（公式）な回答を作成し、市政運営やまちづくりに反映していく制度です。

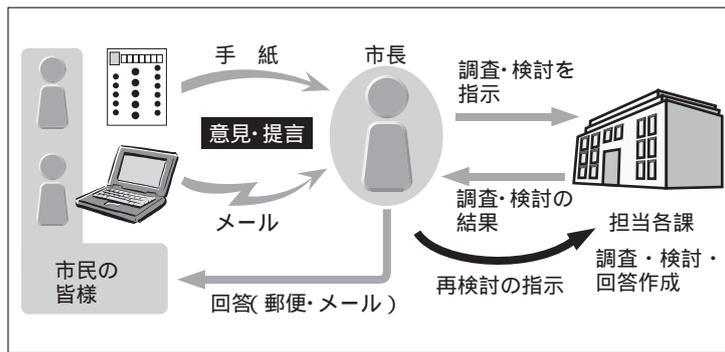
皆様から寄せられた「市長への手紙」は、市長が直接すべてに目を通し、担当課に調査・検討を指示します。担当課ですぐに対応できるもの、緊急を要するものは、できるだけ早く実行し、予算がかかるものや長期的な検討が必要なものについても、市政に反映できるよう努めます。また、市だけで決定できない

ご意見は調査・検討して市政にかします
平成18年度中に寄せられた「市長への手紙」は、はがき、メール、ファックス合わせて425通で、内容別では476件でした。



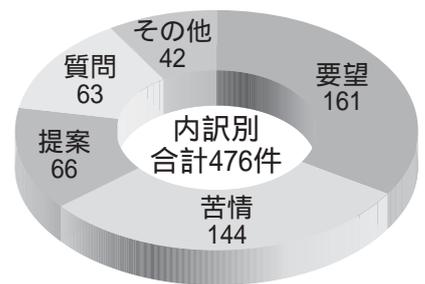
多くの皆様のご意見をお待ちしております。

ことなどは、自治会や国県等の関係者・関係機関とも協議していきます。
なお、調査・検討の結果や市としての考え方や対応等について、回答をするともに、公開可能な回答については、回答の済んだものからプライバシーに配慮し、本庄市ホームページ（一部は広報ほんじょう）で公開しております。



「市長への手紙」は次のように取り扱われます

平成18年度分類別内訳



多かった主なご意見
市職員について
給与、退職金、人数削減、対応など
学校教育について
市内中学生の自殺、児玉
中学校の建て替え
生活環境について
ごみ収集、犬の糞、騒音
体育施設について
市民プールの閉鎖、体育館の備品
公園について
除草、施設管理
道路維持管理について
本庄早稲田駅無料駐車場
有料化、施設整備
防犯・防災について
乳幼児医療について
学校給食・給食センターについて

「市長への手紙」をお寄せいただくには「市長への手紙専用封筒」で広報ほんじょう7月号に挟み込みの専用封筒にご意見・ご提案をお書きいただき、封書の形にのり付けをしてそのままご投函ください。
なお、今までの専用はがきも使用できますが、有効期限が平成19年8月31日までとなっておりますのでご注意ください。

インターネットで本庄市ホームページにアクセスしてください。
ホームページのアドレスは <http://www.city.honjo.lg.jp/> です。

トップページが表示されたら「市長の部屋」のボタンをクリックした後、展開された画面で「市長への手紙」にアクセスしてください。

「市長への手紙」のページが表示されます。注意事項に従って必要な内容を入力し、送信してください。

ファックスで
ファックス番号は 8499です。

「市長への手紙」とはつきり書いてください。

秘書広報課広報広聴係

1155

「市長への手紙」に寄せられた

「ご意見から

一部を要約して

（ご紹介します）

Q 塙保己一先生のことをばぜひ新本庄市の学校教育に取り入れていただきたいと思ひます。そして、この本庄市から第2、第3の塙保己一先生が出ることを期待します。

A 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもには、確かな学力（知）、豊かな人間性（徳）、健康・体力（体）の3つの要素からなる「生きる力」を身につけることが必要であると考へております。塙保己一先生は、自らの障害を乗り越えて「群書類従」



の編纂など数多くの偉業を成し遂げた郷土の偉人です。その教えや生き方は、子どもたちにも身につけさせたい「生きる力」と重なり、多くの人に進むべき道を示してくれているように思ひます。

これまでも塙保己一先生は、道徳の副読本や社会科の副読本等で取り上げられ、子どもたちはその生き方を学んでおります。

今後におきましても、総合的な学習の時間や道徳の授業などで取り上げ、子どもたちに郷土への誇りと希望を与えることが極めて意義あることと考へております。

（平成18年8月31日回答）

Q 交通安全運動が、今までのセレモニー的なものでなく、生活道路（歩道）の点検・整備、危険箇所の点検整備、道路パトロールの強化等を運動期間中に重点実施するなど、実効のある交通安全運動を行ってほしい。

A 交通安全運動の目的は、交通事故を未然に防止するため、ドライバーへの啓発として、安全運転「五原則の徹底」（安全な速度を守る、カーブ手前でのスピードダウン、交差点での安全確認、一時停止で横断歩行者の安全を守る、飲酒運転の禁止）のほか、交通弱者とされております、子ども・高齢者などへの交通ルールの啓発活動を目的として埼玉県警察と交通安全母の会を始め各種団体の皆様のご協力により、季節ごとに実施をしているものでございます。

この運動は啓発活動が中心でございますが、この運動期間中、歩道・車道の危険箇所の点検パトロールの強化等を重点実施し、安全安心な道路環境が市民として実感、体感できる運動への取組みとし、各機関が連携して安全都市の実現を図ることも一つの方法と思ひます。

現在、歩道・車道の危険箇所の点検、改修工事につきましまして、関係各機関との協力によりまして、市民生活の安全を第一に実施しておりますが、交通安全運動の中に取り入れて実施できるかどうかにか

ついては、今後検討していきたくと思ひております。

（平成18年8月31日回答）



Q 本庄早稲田駅身体障害者専用駐車場については、現在、健常者が9割方占領して、いざ身体障害者が使おうとしても利用できない状態です。また、2割の車が常駐しています。正常に利用するために有料化を提案します。

A 本庄早稲田駅身体障害者専用駐車場の健常者による占有については、市としまして、注意の看板を設置したり、利用に関するチラシを駐車場利用者に配つたりしているところではありますが、理解を得られない状況にあり、大変残念で、身障者の方々に申し訳ないことと感じております。今後も啓発等を行い、適正な利用が出来るようさらに努めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、駐車場の有料化についてでございますが、現在の駅前ロータリー及び駐車場は、平成16年3月の本庄早稲田駅開業に伴いましての暫定的な整備でございます。今後行われる本庄早稲田駅土地画整理事業により本整備となる予定でございます。



違反車両には、ワイパーの下にチラシをはさむ等の対応をしています。

この土地画整理事業は、平成18年9月6日に事業認可されましたので、来年にも一部工事を着手する予定になっており、現在の駐車場の位置や形状が変更されることになっております。これによりまして、現在の駐車場は、最終的には民間が経営する有料駐車場に移行する計画となっておりますのでご理解を賜わりたいと存じます。

（平成18年9月15日回答）